

さいたま市告示第535号

さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する告示

さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年さいたま市告示第510号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(内容)</p> <p>第2条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第1号事業」という。）のうち次に掲げる事業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業</p> <p style="padding-left: 2em;">エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(実施方法)</p> <p>第3条 前条第1号ア及びイの事業（同号ア(ウ)及びイ(エ)の事業を除く。）は、<u>法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者</u>（以下「居宅要支援被保険者」という。）、<u>省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者</u>（以下「事業対象者」という。）<u>及び同条第3号に規定する者</u>（以下「継続利用要介護者」という。）が、市長が指定する者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者、<u>事業対象者及び継続利用要介護者</u>（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対し、当該第1号事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給することにより実施する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(第1号事業に係る支給費の支給限度基準額)</p>	<p style="text-align: center;">(内容)</p> <p>第2条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第1号事業」という。）のうち次に掲げる事業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業（以下「<u>第1号生活支援事業</u>」という。）</p> <p style="padding-left: 2em;">エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(実施方法)</p> <p>第3条 前条第1号ア及びイの事業（同号ア(ウ)及びイ(エ)の事業を除く。）は、<u>要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの</u>（以下「居宅要支援被保険者」という。）<u>及び省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者</u>（以下「事業対象者」という。）が、市長が指定する者（以下「<u>指定事業者</u>」という。）の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者<u>及び事業対象者</u>（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対し、当該第1号事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給することにより実施する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(第1号事業に係る支給費の支給限度基準額)</p>

第6条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項各号及び第2条第1項各号に掲げる区分である者に係る第1号事業（第2条第1号ウ及びエを除く。以下、この条において同じ。）に係る支給費の支給限度基準額は、当該区分に応じ、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第1号及び第2号に規定する単位数でサービスを受けることができる額とする。

2 [略]

3 居宅要支援被保険者が第1号事業並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを併用するときは、第1号事業並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの利用単位数の合計が、第1項の支給限度基準額を超えることができない。

4 継続利用要介護者が第1号事業並びに居宅サービス及び地域密着型介護サービスを併用するときは、第1号事業並びに居宅サービス及び地域密着型介護サービスの利用単位数の合計が、第1項の支給限度基準額を超えることができない。

（基本チェックリストの実施等）

第11条 第1号事業を受けようとする者（居宅要支援被保険者及び継続利用要介護者を除く。）は、各区役所又は地域包括支援センターにおいて、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目の回答（以下「基本チェックリストの実施」という。）をし、当該基本チェックリストを市長に提出するものとする。

（第1号介護予防支援事業の届出）

第12条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、省令第95条の2第1項の規定による届出をした居宅要支援被保険者及び省令第77条第1項の規定による届出をした継続利用要介護者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の届出を省略することができ

第6条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第1号に掲げる区分である者に係る第1号事業（第2条第1号ウ及びエを除く。以下、この条において同じ。）に係る支給費の支給限度基準額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数でサービスを受けることができる額とする。

2 認定省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者に係る第1号事業に係る支給費の支給限度基準額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額第2号ロに規定する単位数でサービスを受けることができる額とする。

3 [略]

4 居宅要支援被保険者が第1号事業並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを併用するときは、第1号事業並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの利用単位数の合計が、第1項又は第2項の支給限度基準額を超えることができない。

（基本チェックリストの実施等）

第11条 第1号事業を受けようとする者（居宅要支援被保険者を除く。）は、各区役所又は地域包括支援センターにおいて、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目の回答（以下「基本チェックリストの実施」という。）をし、当該基本チェックリストを市長に提出するものとする。

（第1号介護予防支援事業の届出）

第12条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、省令第95条の2第1項の規定に基づく、届出をした居宅要支援被保険者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の届出を省略することができる。

る。
3・4 [略]

3・4 [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。